

清涼飲料水自動販売機設置に係る仕様書

1. 件名 自動販売機設置事業者公募
2. 貸付期間 令和8年8月1日から令和13年7月31日まで（5年間）
3. 貸付物件の詳細

物件番号	幅(mm)	奥行(mm)	貸付面積(m ²)	令和7年度販売実績(本)	最低貸付料(年額/税抜)	備考
①	1,300	900	1.17	1,586	22,000円	入替

4. 貸付物件に関する注意事項

- ①上記各寸法は、自動販売機を設置する面積（目安）を示しており、放熱余地部分及び子メーター設置部分を含めているが、空き容器回収ボックス設置面積は含まれていない。
- ②空き容器回収ボックスの設置場所は、本仕様のとおり原則として自動販売機付近の設置とするが、詳細は設置者となった者と行田市が協議して決定する。
- ③令和7年度販売実績については参考数値であり、今後における販売数を保証するものではない。

5. 公共施設の情報

- 行田市営小橋住宅敷地内（行田市谷郷3丁目5番） 集会所前（屋外）
- ア 住戸数等 6棟 170戸
- イ 貸付場所 別紙「位置図」参照

6. 自動販売機の仕様

行田市では、環境負荷軽減のための省エネルギー対策を推進していることから、設置する自動販売機は、以下の項目を満たす機器を選定するよう努めてください。

①環境対策

自動販売機の設置による環境負荷の軽減のため、ノンフロン型の機器。また、消費電力の削減のため、学習省エネ機能や部分冷却加温システム、ヒートポンプ機能、ピークカット機能、照明の自動点滅・減光機能などの省エネルギー機能を搭載した機器。

②ユニバーサルデザイン

低い位置に設置された商品選択ボタン、できる限り屈まずに商品を取り出せる取出

口、硬貨を一度に投入することのできる一括投入口、商品取出口や硬貨投入口への点字表示など、年齢や性別、障がいの有無等を問わず、誰にでも使いやすいよう工夫された機器。

③災害救援ベンダー

今回設置する自動販売機は、全て災害救援ベンダー仕様の自動販売機とする（必須）。これに伴い、設置者は行田市と「災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書」を締結すること。

7. 自動販売機の設置・管理・運営について

自動販売機の設置・管理・運営にあたっては、以下に記載する事項を遵守してください。

①安全対策

設置者は、自動販売機の設置における安全を確保するため、以下の安全対策を講じるものとする。

ア 転倒防止のため、JIS規格「自動販売機の据付基準」（JIS B 8562）及び「自動販売機の屋内据付基準」（日本自動販売システム機械工業会）を遵守した措置を講じること。

ただし、庁舎の躯体等に対し影響を及ぼす可能性のあるアンカー等による固定は、原則として認めない。

イ 販売物品の安全性確保のため、「食品添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

ウ 防犯対策のため、偽造通貨（紙幣）の使用による犯罪の防止策が行われている自動販売機を設置すること。また、屋内設置であっても、「自動販売機堅牢化基準」（日本自動販売システム機械工業会）を遵守し、犯罪防止に努めること。

②販売物品

ア 販売物品は、清涼飲料水とし、煙草・アルコール類（ノンアルコール含む）の販売は認めない。

イ 販売価格は、定価（標準小売価格）以下とすること。

ウ 設置者は、販売物品及び価格等について事前に施設管理者と調整を図ること。

③商品補充・変更・消費期限の確認

設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認を行うこと。また、販売物品を起因とする事故等の発生に対しては、設置者の責任において誠実に対応すること。

④売上金の回収及び釣銭の補充

設置者において、売上金の回収及び釣銭の補充を行うこと。

⑤故障時の対応

自動販売機に故障が発生した場合、設置者において、速やかに保守員を派遣し対応すること。また、保守業務は随時行い、自動販売機の機能維持に努めること。なお、設置する自動販売機に対しては、故障時等の連絡先を明記すること。

⑥空き容器の回収

設置者は、空き容器の回収について以下の点に留意し、自動販売機設置場所周辺の美化に努めること。

ア 原則として自動販売機設置1台につき最低1基の割合で、空き容器回収ボックスを設置すること。なお、設置に係る費用は、設置者の負担とする。

イ 空き容器回収ボックスの素材は、樹脂製または金属製とし、容器の回収頻度や回収量を考慮し、使用済み容器が溢れ、周囲に散乱することがないように、十分な収容容積を確保すること。

ウ 空き容器の回収は、設置者の責任において適切な頻度で行い、臭気等で不衛生な状態とならないよう細心の注意を払うこと。

エ 空き容器の処理は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）などの関係法令に基づき、適切に行うこと。

8. 費用負担

①電気代

自動販売機への給電は、小橋団地自治会集会所から分岐するものとし、設置・管理・運営にかかる電気代は、設置場所にかかる貸付料とは別に、設置者が小橋団地自治会に対し支払うものとする。

なお、電気使用量の算出に当たっては、設置者の負担において子メーター（計量法に基づく検定または基準適合検査に合格したもので、有効期限内のもの）を設置し、施設管理者が指定した期日（年度末）に検針を実施の上、その電力量をもって電気料金を算出する。

②自動販売機の設置にかかる費用

自動販売機の設置に際し、電気工事等を必要とする場合、その費用は設置者が負担するものとする。なお、工事を実施する際は、施設管理者の指示に従って行うこと。

9. 原状回復

設置者は、貸付期間が満了または賃貸借契約が解除された場合は、速やかに原状回復し、施設管理者の確認を受けること。なお、原状回復に要する費用は設置者の負担とし、設置者は一切の補償を市に対し求めることができない。

10. 使用上の制限

設置者は、賃貸借契約締結後から貸付期間満了までの間、次に掲げる事項を遵守すること。

- ①賃貸借契約の条件を遵守し、貸付料を確実に納付すること。
- ②貸付物件への建物の建築や工作物の設置を行わないこと。
- ③貸付物件を第三者に転貸し、またはそれに類似する行為を行わないこと。
- ④本件賃借権を第三者に譲渡し、または他の権利を設定しないこと。

【物件番号①位置図】

今回募集する物件における自動販売機の設置場所は以下のとおりです。

- (1) 小橋住宅敷地内小橋集会所前（行田市谷郷3丁目5番）
- (2) 位置図



- (3) 設置場所（予定）

